

一般飲食店におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	0~1	バックにて、玉ねぎカットの作業中、玉ねぎカッターのカッター部分に詰まった玉ねぎを除去しようと、咄嗟に右手親指で取ろうとしたところ、誤ってカッター部分に親指が触れ、親指先端腹側を切創する。	21	10 ～ 29
2	14~15	店舗内肉場においてスライサーの刃の掃除をしていた際に、チェーン手袋をせずに拭き上げ作業をしたため左手人差し指に刃が当たり受傷したものである。	33	—
4	11~12	ラーメン店の調理場において、電動カッターでネギを刻む作業中、誤ってネギ投入口（直径3.5センチ、カッターまでの奥行き6センチ）に左手中指を入れてしまい、指先3~4ミリを切ってしまった。	42	1 ～ 9
7	21~22	店舗厨房にて、細巻きロボの解体中に、電源が入っていたため、誤ってセンサーが働きカッターが作動し、右手人差し指を切ってしまった。	19	50 ～ 99
7	11~12	厨房内仕込場で電動スライサーでキャベツを切っている時、スライサーの奥のキャベツと共に手を突っ込んだためスライサーの刃に指が当たり右中指をスライサーで切傷した。	41	50 ～ 99
11	17~18	店内にて、キッチンでナスのスライス中、ナスが引っ掛かり指が滑り、スライサーの刃に右手人差し指を突っ込み受傷した。	21	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html